

市職員出前フリートークを ご利用ください

市職員が皆さんのもとへ伺い、市の仕事や制度を分かりやすく紹介します。
また、まちづくりや、身近な課題などについて懇談することもできますので、お気軽にご利用ください。

市職員出前 フリートーク



町内会の勉強会などで利用したいのですが、どのようなテーマがよいか困っています。

テーマは自由ですが、困りのときは『おすすめメニュー』もありますので、活用ください。

申し込み期間がありますか。

申し込み期間は設定していません。随時受け付けています。

利用回数に制限はありますか。

特に制限は設けていません。何度でもご利用できます。

申し込みから 実施までの流れ

▼テーマの選定 テーマは自由です

▼実施日 希望する日時に開催します

※都合により開催できない場合があります。

▼会場の手配 会場の手配や運営は、申し込みされた方にお願ひしています

▼対象 5〜20人程度のグループ

▼申込方法 テーマや日時、場所、人数などを企画調整グループにお知らせください

▼申し込み後 担当グループと内容などの打ち合わせをしていただきます

おすすめメニュー

タイトル	内容
備えは大丈夫ですか？ 『防災』	風水害や地震、津波などの災害対策や避難するときの心構え、自主防災組織、備えておきたい非常持出し品、『防災マップ』、『津波避難ビル』など市の取り組み状況についてお話しします。
あなたもわたしも自分らしく 『男女共同参画』	男女共同参画の理念や必要性などを紙芝居などを利用してわかりやすくお話しします。
あなたはだまされない 『悪質商法』	悪質商法や振り込め詐欺について、クイズやビデオ上映、最近の事例を織り交ぜながらわかりやすくお話しします。
みんな楽しく健康づくり 『かるやか体操』	足腰強化の体操、脳活性化・認知症予防の指体操、曲に合わせて楽しく体を動かすリズム体操などを紹介します。
学芸員による 『縄文出前講座』	縄文時代の生活や精神文化について、市内の縄文遺跡から発掘された土器や石器を用いて考古学専門学芸員がお話しします。
くずし字を読む 『古文書解読のススメ』	日本史の専門家である学芸員が古文書の読み方や面白さについてお話しします。
被災地の『今』 ～岩手県陸前高田市～	平成25年12月から約1カ月間、東日本大震災で被害を受けた岩手県陸前高田市へ派遣された市職員の現地での活動や感じた被災地の『今』についてお話しします。

申し込み 企画調整グループ (☎⁰⁵6586)

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成26年度の保険料率の変更と軽減について

問い合わせ

年金・長寿医療グループ (☎011-2137)
 北海道後期高齢者医療広域連合
 (☎011-290-5601)

◆保険料率が変わりました

被保険者が支払う保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。平成26・27年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

●均等割 (被保険者が等しく負担)	平成24・25年度 47,709円 (年間)	➔	平成26・27年度 51,472円 (年間) (3,763円増)
●所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	平成24・25年度 10.61%	➔	平成26・27年度 10.52% (0.09%減)
●賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)	平成24・25年度 55万円	➔	平成26・27年度 57万円 (2万円増)

◆保険料の計算方法 (年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します)

均等割 【1人当たり】 51,472円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成25年中の所得-33万円) × 10.52%	=	保険料 (年額) ≪上限額57万円≫ ※100円未満切り捨て。
---------------------------	---	--	---	---------------------------------------

◎平成26年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

◆保険料の軽減

①均等割の軽減

被保険者と世帯主 (被保険者でない世帯主も含む) の所得の合計で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	均等割の年額	前年度比
33万円かつ被保険者全員が所得0円 ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下。	9.0割	5,147円	約400円増
33万円	8.5割	7,720円	約600円増
33万円+ (24万5千円×世帯の被保険者数)	5.0割	25,736円	約1,900円増
33万円+ (45万円×世帯の被保険者数)	2.0割	41,177円	約3,000円増



②所得割の軽減

被保険者個人の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割を5割軽減します。

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険 (※) の被扶養者だった方は、均等割が9割軽減となります。また、所得割は掛かりません。

※『協会けんぽ』など、主にサラリーマンの方が加入している健康保険のことで、国民健康保険などは含まれません。

◆均等割2割・5割軽減の対象範囲が拡大しました

平成25年まで

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円+ (24万5,000円× 世帯主以外の被保険者数) ※単身世帯の方は該当しません。
2割軽減	33万円+ (35万円×世帯の被保険者数)



平成26年から

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円+ (24万5,000円× 世帯の被保険者数) ※単身世帯の方も該当します。
2割軽減	33万円+ (45万円×世帯の被保険者数)